

ソーシャルワーカーによる アドボカシー実践の正当化の可能性

—ポストモダンのアプローチの浸透とその意味—

岡村 ゆかり

要 旨

本稿の目的は、アドボケイトとしてのソーシャルワーカーがロイヤリティのジレンマをいかにして克服しようとしてきたのかというリサーチ・クエスチョンにしたがって先行研究をレビューし、諸概念の整理と検証すべき仮説を構築することである。

かかる目的を達成するために、第Ⅰ章においてアドボカシー概念を整理し、アドボケイトとしてのソーシャルワーカーが期待されてきた役割を明確にした。それを受けて第Ⅱ章においては、制度の解説や理論的な研究の蓄積が豊かな一方で、実証的な研究がまだまだ十分とはいえないことを指摘し、主に三島（2007）に依拠しながら漸進的な変化を遂げるソーシャルワークのあり方を捉える視座を得た。というのは、ロイヤリティのジレンマという問題がソーシャルワーカーの存在意義を問われかねない解決困難な性質のものであるにもかかわらず、今日なお彼らが「専門職」としての命脈を保っているのは、単に社会的に必要とされるからであるというばかりでなく、彼ら自身あるいは実践を戦略的に変化させてきたと考えられるからである。第Ⅲ章においては、かかる視座からソーシャルワーカーのあり方に関する議論を再検討し、検証すべき仮説を構築している。最後に本稿の貢献と限界を示し、今後の展望を述べる。

はじめに

わが国のソーシャルワークにおいて「アドボカシー」というタームは、とりわけ1990年代以降、社会福祉基礎構造改革の議論の活発化、措置制度から契約制度への転換、福祉サービス利用者への権利侵害事件の顕在化など、いわゆる「権利擁護」を語る文脈において鍵となっている。福祉教育においても、実践力の高い社会福祉士の育成という社会的な要請を受け、平成19年の社会福祉士法及び介護福祉士法が改正され、社会福祉士の試験科目として「権利擁護と成年後見制度」が設けられるに至った。

しかしながら、組織に所属するソーシャルワーカーのアドボカシーには、いわゆる「ロイヤリティのジレンマ」がつきまとうことになる。わが国のソーシャルワーカーはほとんどが何らかの組

織に所属しており、組織（あるいは経営者）の意向を無視してクライアントの利益を優先するという行為は、それが専門的な知見からも、あるいは道義的に正当化される行為であったとしても、自らの職を失うことにつながりかねないのである。

本稿の目的はソーシャルワーカーが、かかるジレンマをいかにして克服しようとしているのかというリサーチ・クエスチョンにしたがって先行研究をレビューし、諸概念の整理と検証すべき仮説の構築を試みることである。

具体的な構成は以下のとおりである。第Ⅰ章はアドボカシー概念を整理し、さらにその担い手であるソーシャルワーカーにどのような役割が期待されてきたのかを明らかにする。第Ⅱ章は先行研究の貢献と限界を示し、「ロイヤリティのジレンマ」が解消されるプロセスを明らかにするための実証的な研究の必要性を指摘する。第Ⅲ章において、そうした研究を達成するための仮説の構築を試みる。最後に本研究を要約し、今後の展望を述べる。

Ⅰ. ソーシャルワークにおけるアドボカシーとその担い手

1. アドボカシーは、いかに語られてきたのか

ソーシャルワークにおけるアドボカシーは、伝統的なソーシャルワークの専門的機能のひとつである社会改良に属するとされる。1900年代に、ソーシャルワークが米国において次第に理論化され始めて以来、今日に至るまで、ソーシャルワークの機能には、「治療」と「社会改良」という二つの機能が存在するという、「古典的二元論」がある。そのため、アドボカシーが社会改良に属するという見方に立てば、1960年代に初めて登場した概念ではないという見方ができるとされる（秋山1981、定藤1982）。では、ソーシャルワークの歴史においてアドボカシーはどのように語られてきたのであろうか。

1930年代後半以降、ソーシャルワークは心理主義に傾倒する形で「専門職化」（秋山1986、定藤1982）のプロセスを辿ることになり、1960年代に至るまでその傾向にあった。この時代のアドボカシーについて、定藤（1982）はM.プラットを引用しながら、以下のように説明する。すなわち、「弁護を遂行するソーシャル・ワーカー達は、ソーシャル・ワークを実践していないと告げられたり、彼らの上司に酷評され、低い評価を与えられるかあるいは解雇されてきた」という。また、米国において初めて公的機関でアドボケイトとして活動したソーシャルワーカーが後に解雇されているという事実を受け、この時代のソーシャルワーカーによる組織内アドボカシーの限界が示されている（小西2007:22）

1968年、こうした状況を踏まえて全米ソーシャルワーカー協会（NASW）によって「アドボカシーに関する特別委員会」（The Ad Hoc Committee on Advocacy）が設置され、翌年には「ソーシャルワーカーはクライアントに対してその弁護、代弁者として第一義的責任を負い、その働きに対して、NASWは支援する」（宮川1989）とする同委員会による報告書が公表されるに至る。つまり、アドボカシーがソーシャルワークの専門機能の一つとして明確に位置づけられ、ソーシャルワー

カーの第一義的責任は所属機関ではなくクライアントに対して負うということ、また、そのような働きに対して支援を行うという NASW の姿勢を示したのである。

ソーシャルワーク研究においてもアドボカシーを題材とした研究が米国において陸続することになる（宮川1989、横須賀1993）。1965年のグロッサー（Grosser）、1967年のブライヤー（Briar）、1968年のブラガー（Brager）など¹⁾、ソーシャルワークにおけるアドボカシーの位置づけや、そのアウトラインの提示がなされた。つまり、宮川（1989）によれば「逆に従来のソーシャルワーカーが必ずしもクライアントの利益の擁護者ではなかったことを意味している」といえるのである。この背景には、ベトナム戦争、公民権運動や貧困の再発見など、さまざまな社会問題と、それまでの心理主義への強い批判がある（秋山1981、定藤1982、宮川1989）。

米国の動向を受けて、わが国では1970年代後半から1980年代前半にかけてアドボカシー研究が一部の論者に注目されることになるものの、1980年代後半から1990年代に入るまではほとんど見受けられない。この背景には「現実的要請が乏しかった」（横須賀1993）ことが考えられる。現実的要請が乏しかった理由として横須賀は、「現実問題がワーカーに期待をもっていないためか、あるいはワーカーの存在それ自体が認知されていないためか、それともワーカーが社会問題の解決を射程に入れていないためか、社会問題がワーカーの役割の変革を求めなかった」（横須賀1993）としている。

1990年代前半には、オンブズマン制度等との関連から再びアドボカシー研究が活発化した。1998年に中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会から出された「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」も、アドボカシーに注目が集まる契機となった。そのなかで「改革の具体的内容」に「権利擁護」という用語をみることができる。また「社会福祉事業の推進」の「社会福祉事業」という項目のなかには「無料又は低額な料金で自己決定能力が低下している者などの権利擁護のために行われる相談援助事業、障害者の情報伝達を支援するための事業など、新たに社会福祉事業として位置付けるべき実態が生じている」としてその事業の必要性を指摘している。これらが必要となった背景には介護保険制度や支援費制度など、契約可能主体をモデルとした制度が導入され、それに伴い、自身だけでは制度に関わる契約が難しい人々が存在するという問題があげられる。また「権利擁護」の項目では「痴呆の高齢者、知的障害者、精神障害者など、自己決定能力が低下している者の権利を擁護し、地域において安心して生活を送れるよう支援する必要性が高まっている」として、アドボカシーの重要性が明確に打ち出されるなど、その内容は成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の導入に関することとなっている。さらに、障害者に対する苛酷な権利侵害事件（水戸事件 [1995年顕在化]、サングループ事件 [1996年顕在化] など）の発覚などがあげられる²⁾。

つまり、「アドボカシー」というタームは、1960～70年代の米国の動向を受けて、わが国においても一時的に注目されつつも、現実的要請が少ないために下火になったり、1990年代からは社会福祉基礎構造改革において「権利擁護」として再び注目されるなど、その時々において異なる社会背景のもとで語られてきたが、ソーシャルワークが破たんしている（あるいはソーシャルアクションを実践できていない）出来事を発端として、あるいは制度的な要請によってスポットを浴びてきたといえる。しかしながら、「アドボカシー」というタームは往々にして不幸な文脈において多用さ

れてきたとはいえ、その定義は理論的にも制度的にも曖昧なものとされる（小西2007:187）。「権利擁護」が定訳とされている感があるが、「少なくとも30種類の異なる定義」がなされ、「一般に受け入れられたアドボカシーの定義がない」（横須賀1993）ともいわれている。

たとえば、「個人のアドボカシー（権利擁護）とは、①侵害されている、あるいは諦めさせられている本人（仲間）の権利がどのようなものであるかを明確にすることを支援するとともに、②その明確にされた権利の救済や権利の形成・獲得を支援し、③それらの権利にまつわる問題を自ら解決する力や、解決に必要なさまざまな支援を活用する力を高めることを支援する、方法や手続に基づく活動の総体」（北野2000:143）とするものがあるが、彼はアドボカシーをエンパワメントに係わるひとつの基本的な活動として位置づけている。ここでエンパワメントとは「①個人（仲間・集団・コミュニティ）が侵されている、諦めさせられている、奪われている主体性・目標・選択（肢）・権利・自律性・相互支援力・自治（力）を自覚し、明確にするとともに、②その心理的・組織的・社会的・経済的・法的・政治的阻害要因と対決して、問題を解決する力を高め、③さまざまな支援を活用する力を高めること」であるとされる（北野2000:143）。

また、秋山（2000）が引用するようにアドボカシーとは、「ソーシャルワーカーがクライアントの生活と権利を擁護するために、その知識と技術を駆使して、主として行政・制度や社会福祉機関・施設の柔軟な対応や変革を求めて行う専門的・積極的な弁護活動をいう。弁護士（advocate）の機能としては、①調整、②介入、③対決、④変革がある。これは、前例重視や硬直した規則などによる組織的統制にたいして、クライアントの側に立って統制していく専門的機能である」（社会福祉実践基本用語辞典1989）とし、単に権利の擁護ではなく、生活の擁護を明記していることが特徴的である。

さらに、小西（2007）は、国内外の先行研究を検討したうえで、「ソーシャルワーカーの行うアドボカシー」について再度枠組みを検討する必要があるとし、次のように定義している。「ソーシャルワークのアドボカシー」とは、「ソーシャルワーカーが、専門家として、クライアントの権利侵害の状態に対して支援する際に行う活動、用いられる技術であり、どのような目標を持ち、どのような介入を誰と共に行うかは、環境アセスメントによる」ものであるとする（小西2007:209）。

以上、3つの定義を参照したが、いずれにしてもアドボカシーは個人の権利を本人のコントロールのもとに取り戻させる可能性を持つものとしてとらえられ、「そのことを通して無気力からの脱出を期待するもの」（宮川1989:58）とされる。

また、アドボカシー実践の指針としてわが国においても紹介されている英国のベイトマン（1998）のように、アドボカシーを「誰かが誰かのために、あるいは自分自身のために、支持または弁護する時、始まる」ものにとらえ、「人間が社会階層をつくり、その結果不利を余儀なくされる人々が生じた時代からあった活動」とする。そしてアドボカイトのための倫理の規約を6つ挙げている（ベイトマン1998:37-61）。

1. クライアントの最善の利益に向けて行動すること。
2. クライアントの意向と指示に従って行動すること。
3. クライアントに逐一情報を的確に知らせること。

4. 不断の努力と有能さをもって、指示を実行すること。
5. 偏りのない行動とともに、率直で主体的な助言をすること。
6. クライアントの秘密を守ること。

アドボケイトはこのような倫理を持ち、利益の侵害を受けている人とともに、問題の解決あるいは解消を図っていくことになる。

以上、「アドボカシー」というタームが、わが国はもとより、米国や英国において、どのような文脈で語られてきたのか、また、そのときどきに与えられた定義をごく簡単におさらいしてきたが、ソーシャルワークにおけるアドボカシーとは、クライアントのエンパワメントにかかわる活動であり、アドボケイトとしての倫理基盤のうえに、クライアントが侵害されている、あるいは諦めさせられている利益や権利を護るためのソーシャルワーカーが行う専門的な支援・活動・技術であるといえよう。

2. ソーシャルワーカーに期待される役割

前節において、ソーシャルワークにおけるアドボカシー研究の動向を踏まえ、アドボカシーという概念の整理を行ったが、本節では、ソーシャルワーカーが、アドボケイトとしてどのように語られてきたのか（認識されてきたのか）、すなわち理論的にも制度的にもどのような役割を期待されてきたのか、また、実際にどのような役割を果たしてきたのかを確認する。

北野（2000）の分類によれば、そもそもアドボケイトとは4つに分類されるという。①本人、②仲間、③市民、④専門家である。また、専門家によるアドボカシーは、権利救済を目標とするアドボカシー（リーガル・アドボカシー）と本人と関係者の力を高めるためのアドボカシー（アシスティブ・アドボカシー）に区分され、ソーシャルワーカーはアシスティブ・アドボカシーを担うとされている。アシスティブ・アドボカシーとは「ソーシャルワーカーを中心とするコーディネーションの専門家によってなされる、本人の問題意識と権利性を明確にすることおよび本人の問題解決力や支援活用力を高めることを支援するとともに、サービス提供者を含む関係者に対する啓発や支援を中心とするアドボカシー」と説明される。ちなみにリーガル・アドボカシーについては、「弁護士を中心とする法律の専門家によってなされる、裁判を中心とする特定の法律上の専門知識や技術を使用したアドボカシー」と説明される。専門家によるアドボカシーは、大きく弁護士かソーシャルワーカーかといった分類がされていることがわかる。

たとえば弁護士である大石は、水戸（アカス紙器）事件（1995年）、白河育成園事件（1997年）に関わったことから権利侵害への対応の担い手としてソーシャルワーカーの重要性を認識している（大石2001:24-26）。前者は、茨城県水戸市の段ボール加工会社（アカス紙器）において、（主として）社長が知的障害をもつ十数人以上の従業員に対して少なくとも3年以上にわたり、日常的に暴力をふるい、性的虐待を加え、さらには数年以上にわたって行政から雇用助成金を搾取していたという事件である。後者は福島県西郷村の知的障害者入所施設「白河育成園」において、施設長が中心となって複数の入所利用者を暴力による抑圧と薬漬けにすることによって管理し、また入所利用

者の家族から一律800万円の寄付金を拠出させていたことが内部告発と親たちの決起によって表沙汰になった事件である。

興味深いことに大石は、水戸事件の被害者たちが最終的に入所施設に入ったり、家族のところへ帰ったりしたことを、大石が「元の『本人に対する援助の乏しい状況』に戻ってしまうこととなった」（大石2001:5）と捉えている。つまり、入所施設における生活は「さまざまな人権侵害的な要素を構造的に含んでいる」としながらも、在宅生活は「必要な福祉サービスが乏しいことから本人たちにとってもその家族にとっても物理的・精神的負担が過度におおきくなりがち」というのである。

同様に、白河育成園事件についても、入所利用者に対する暴力・薬漬けの問題が表面化した場合、約半数の入所利用者の家族らは何よりも怒りをもって動いたが、残りの半数は、それでもどこにも行き場がないのだ、自宅に戻られたら今の生活が崩壊する、という思いから、白河育成園の存続に固執した、という点である（大石2001:7-8）。

大石（2001）はこの2つの事件を通して、障害者や高齢者への「主体的に生きることにに対する侵害」という権利侵害が日常化している可能性が高いこと、弁護士によるアドボカシーが「日常的（非事件的）な権利侵害への対応」よりも「非日常的（事件的）な権利侵害への対応」を得意とすることから、アドボケイトとしての弁護士の限界を指摘している（大石2001:18）。

では、「日常的な権利侵害」に対するアドボケイトとして誰が適任というのだろうか。宮川は、「クライアントの権利や利益の抑圧は決して特殊なことではなく、機関とクライアントの力に格差がある限り日常的に起こりうる」（宮川2000:41）とし、「日常的なアドボケイトとして、クライアントの利益や権利を知っている者が必要」（宮川2000:42）と指摘する。例えば、医師の瑣末なミスや早合点に気付くこと、クライアントの不満に関心を向けること、あるいはクライアントが見落としている彼ら自身の権利や利益を知ること等であり、外部のアドボケイトには対応は困難であるとしている（宮川2000）。

以上から、社会福祉施設における生活が人権侵害的な要素を構造的に含んでいること、さらにクライアントの利益や権利の侵害が日常化している場合があるということを事実に基づいて確認できた。こうした事実から、大石（2001）や宮川（2000）が指摘するように、クライアントの日常をよく知る機関内アドボケイトとしてのソーシャルワーカーの役割が期待されてきたといえるのである。

Ⅱ. ソーシャルワークにおける漸進的変化を捉える視座

前章では、ソーシャルワークにおけるアドボカシーがどのようにして実践されてきたのかという問題意識のもとに、先行研究に依拠しながらアドボカシー概念を整理し、さらにその担い手であるソーシャルワーカーにどのような役割が期待されてきたのかを明らかにした。本章では、概念整理を踏まえて先行研究をレビューし、その限界と貢献を示したうえで、主に三島（2007）に依拠しながらソーシャルワークのあり方が変化した意味を考察する。

1. 理論および制度研究から実証研究へ

1960年代の米国におけるアドボカシー実践を、宮川（2000）は以下のように整理している。すなわち、それまでのソーシャルワークが心理主義に傾倒した結果、「クライアントと環境との対立、彼の権利の問題を周辺に押しやる」ことによって専門職化がすすめられてきたという批判があったというのである（宮川2000:23）。

一方、わが国のソーシャルワークにおけるアドボカシーに関する議論は、米国の先行した議論を重く受け止め、その定着や発展をうながし、ソーシャルワークとアドボカシーの関係や必要性の明確化、概念や担い手の整理、事例の紹介やシステム構築に向けた提言、実践上の障壁の抽出などが行われてきた。たとえば、宮川（1978）は、1960年代の米国において注目を集めたアドボカシーというタームの意味やそのあり方、また定着を妨げる要因とされるものを紹介している。さらに、秋山（1981）は、ソーシャルワークとアドボカシーの関係についての議論を時系列的に整理し、アドボカシーが従来のソーシャルワーク研究において議論されてきた「社会改良モデル」と「治療モデル」を統合するものと位置づけ、ソーシャルワーカーの機能と役割、実践上の課題を整理している³⁾。

横須賀（1993）は、1970年代後半から1980年代前半にかけて盛んであったアドボカシー研究が、1980年代後半には激減したとしている。その理由は現実的要請が乏しかったとされ、具体的には、米国における貧困や人種差別といった社会的な問題が「ソーシャルワーカーの役割に変革を求めてきた」のに対して、わが国においては何らかの社会問題が「ソーシャルワーカーの役割に変革を求めてこなかった」からとしている。しかしながら、1990年代に入ると自立生活運動の台頭を契機として、いま一度アドボカシー研究に対する社会的な需要が高まり、アドボカシーの類型化や定義に関する研究がおこなわれるようになった。また、わが国においてアドボカシー・スキルについてのまとまった文献が乏しかったため、前述のベイトマン（1998）が英国におけるアドボカシー・スキルの指針として紹介されたりもしている。

その後、1990年代後半には社会福祉基礎構造改革の議論を受けて、アドボカシー研究も活発化するようになった。具体的には、アドボカシーの意義やソーシャルワーカーの役割・機能の明確化と課題の抽出（高山1997、1999）（秋山1999、2000）（沖倉2001）、社会福祉基礎構造改革における権利擁護あるいはアドボカシーの論点を整理し、アドボカシーの4層構造という独自の見方を提示したもの（岩間2001）、ソーシャルワークにおけるクライアントとソーシャルワーカーの対等な関係を作り出す機能としてアドボカシーを論じたもの（宮川2000）、アドボカシーを必要とする人の明確化と実践を紹介したものなどがある（西尾/清水2000）。さらに、社会福祉サービスが措置制度から契約制度へ転換したことを受け、アドボカシーにおける課題整理と問題提起をおこなっているものもある（権利擁護研究会2001）。

現状における課題としては以下のように整理されている。①組織人としてのソーシャルワーカーの抱える問題（ロイヤリティのジレンマ）、②重層的なアドボカシーシステム構築に関する問題、③ソーシャルワーカーの専門性に関する問題、④既存の制度（成年後見制度や地域福祉権利擁護事

業)の問題、⑤行政や社会福祉協議会の役割や責任に関する問題である(権利擁護研究会2001)。特にロイヤリティのジレンマについては、多くの指摘があり(宮川1989、定藤1982、秋山1999、小西2007、吉池2011)、実践における大きな障壁となりうるものが窺える。ロイヤリティのジレンマが生じる要因を先行研究は、具体的には、①ソーシャルワーカーの自律性の問題とするもの(秋山1981、宮川2000:38)、②組織内においてソーシャルワーカーがアドボケートとしての役割を担う職種であると認識されていないとするもの(宮川2000:38)、③アドボケートとしてのソーシャルワーカーを支援する専門職団体のパワーの問題とするもの(秋山1981、宮川2000:38)、④ステイタスや職を失う恐れや、機関内での人間関係の悪化などへの不安からアドボカシーに対して臆病になるとするもの(小西2007:49)、⑤社会福祉が本質的に「社会体制の温存・維持」の目的を持つという観点から、アドボカシーの機能が体制維持の範囲内でのみ実践可能というソーシャルワークの本質に関わるとするもの(堀/栄留2009:49)等が指摘されている。さらには、独立した個人開業の形態についても、「その収入の安定を図って穏健となり、逆に資格化に過度に熱中することが、アメリカでは起こっている」(宮川2000:123)ということも明らかになっている。

このように、国内の制度の解説や実践の紹介、またソーシャルワークのあり方を概念的に論じた研究が盛んな一方で、たとえば、堀/栄留(2009)や堀編(2011)のように、英国の子どもアドボカシーに関する理論や制度、および実践を紹介したものなど、海外の動向も積極的に紹介されつつある。

一方、以上のような概念的な研究ばかりでなく、近年では、実証的なアプローチも見受けられるようになってきている。たとえば小西(2007)は、HIV/AIDS ソーシャルワークにおけるアドボカシーに関する調査の結果、「組織の一員であるソーシャルワーカーの『環境』に対するアセスメントが、十分意識化されているか否かは別として、一定程度実践されていることが示された」(小西2007:116)とする。また、ソーシャルワーカーの働く場が第1次機関(社会福祉施設)か第2次機関(医療機関)かの違いにより、内容が異なることも指摘する。すなわち、前者においては「日本の社会福祉の背景、転換期にある福祉社会を踏まえ、ソーシャルワーカーと組織は必ずしも対立するのではなく、むしろ組織と共にいわばエンパワーメントのプロセスを歩むことが、現在の日本においては重要ではないか」というのである。それに対して、後者については「組織と共に社会福祉の理念を目標とすることには限界もある。したがって、時には組織と対立する視点に対して、交渉する、『アドボカシー』を行うなどの能力が求められる」(小西2007:206-207)というのである。

わが国のソーシャルワークにおけるアドボカシーについては実証研究があまり盛んとはいえ、現状にあるにもかかわらず、実態調査に基づいてソーシャルワークと医療という隣接しながらも時に対立する領域において、異なるアドボカシーが期待されていることを明らかにしたことは小西(2007)の貢献である。しかしながら、いかに現状のアドボカシー実践がクライアント(あるいは組織やソーシャルワーカー自身)にとって十分に納得のできるものではないとしても、一定の妥協をみているからこそ、アドボカシー実践が正当化されているのである。したがって、ソーシャルワーカーがある実践において、いかにしてアドボケートし、自らを正当化しているのかということを実証的に研究する必要があるといえよう。

2. 実践におけるポストモダニズムの台頭

実践において採用される問題解決（あるいは解消）の方法としては、大まかにいって科学的アプローチとその限界を克服するためのポストモダン的なアプローチが存在するとされる。ソーシャルワーカーの「専門職化」のプロセスにおいては「科学性」が志向されてきたが、今日においては必ずしもそうではなくなってきたというのである。

三島（2007）は、ポストモダン的なアプローチには「反省的学問理論」という思潮的バックボーンがあるとする。すなわち、専門家だけが知識や権力を持っていたこと、その非対称性がケアの場面で存在したことを反省して、クライアントの「自己決定」「強さ（ストレングス）」「物語（ナラティブ）」などを重視するものとされるものであり、そうした方法を重視する専門家は、クライアントとともに問題解決に取り組む協働者ということになる（三島2007:173）。その背景には、1960年代以降、E.ゴフマンやI.イリイチに思想的な影響を受けた「反専門職」としてのソーシャルワーカーのあり方が模索されるようになったことがあるといえる。ここでは、「ソーシャルワーカーはクライアントを制御するものであり、社会福祉学はそうしたシステムを維持させる装置」とされた（三島2007:103）。従来の社会福祉学の「科学」性を高める客観主義的な学問のあり方が、パターンリズムの温床になるというわけである。また、「M.フーコーが医学モデルにもとづく実践を志向するソーシャルワーカーを批判する文脈」で用いられ（三島2007:106）、「ソーシャルワーカーは『微視的権力』を支える一機関」であり、「福祉関係施設は半ば『パノプティコン』」であると批判されるに至ったのである（三島2007:106）。かかる批判を受けて「新しい専門職像」が模索されるようになり（三島2007:109）、反省的学問理論が台頭するようになったのである。

「データに基づく権限」とは、ソーシャルワークにおいて「たとえば虐待といった問題が起きたときには、クライアントの意に反しても権限を行使することが求められることを意味して」おり、その「権限の正当性を支えているのが、データの集積である」とされる（三島2007:174）。権限を支えるデータには、『『児童虐待の科学』のように過去のデータに基づくリスク管理の方法』と「根拠に基づく実践」という2つの側面がある（三島2007:175）。前者は、ジャスミン・ベグフォード事件⁴⁾（1985年）という児童虐待事件を境に確立が望まれるようになったもので、何も問題がないようにみえる大勢の人々のなかから的確に虐待の「ハイリスク」群を抽出することを目的として虐待ケースがデータベース化され、そのデータをもとにマニュアルが編まれ、リスク管理を行い、実践を正当化するものである。後者は、エビデンス・ベースド・ソーシャルワーク（evidence based social work：以下EBSW）という実践原理に基づき、統計的な手法が用いられ、効果があると評価された過去の介入方法から問題解決方法を選択するものである。具体的には、個々の問題やニーズに対応したアセスメント、プランニング、インプリメンテーション（プランの実行とモニター）、エバリュエーション（援助結果の評価）をセットとしてモデル化された実践手続きの開発、評価、蓄積、活用できるようなシステムで支えられる実践であるとされる（芝野2005:21-22）。EBSWについて三島は、ローゼンとプロクターの定義を取り上げ、「実証的に検証された文献や論文を体系的に収集し系統立て、そこで得た知識と手順が、援助目的に最も適切で効果的な結果をもたらすよ

うに、実践者に介入法（インターベンション）の選択と実施を支援するものである」とし、エビデンス・ベースド・メディスン（evidence based medicine：以下 EBM）に影響を受けたものとされる。

EBM は近代医学の伝統である病態生理学的なアプローチよりも臨床を重視する。病理のメカニズムを解明するよりも、治療や投薬の結果を集積・解析・解釈することを重視し治療法を選択する。EBM が疫学や統計学に基づく以上、科学といえとされる。しかしながら、EBM は医師の専門性やそれに付随するパワーを反故にした（しようとする）という点で従来とは異なる。（三島2007:183）

このような EBM をモデルとする EBSW は、これまでのソーシャルワークの実証主義の系譜にあるものと特徴づけることができる。研究や調査の結果とソーシャルワークをつなぐこと自体は、ソーシャルワークの専門性を支えるものとしてフレックスナーの時代から試み続けられてきた（三島2007:189）。

ここでエビデンスというタームは「科学的証拠」と訳されることがあるが、こうした思考に「フレックスナーの呪縛」が存在しない点には注意が必要である。「フレックスナーの呪縛」とは、医師を完成された専門職のモデルとし、明示された6つの属性を満たしていくことで専門家となる、という認識を指す。6つの属性とは、①（知は体系的で）学習されうる性質、②実践性、③自己組織化へ向かう傾向、④利他主義的であること、⑤責任を課された個人であること、⑥教育的手段をこうじることによって伝達可能な技術があること、である。このような認識のうえに、ソーシャルワーカーの専門職化が目指された、というのである。

しかしながら、ケアマネジメントの普及やパフォーマンス志向⁵⁾の高まり、そして米国におけるソーシャルワーカーを相手取った訴訟の増加など専門家を取り巻く環境の変化のなか、EBSW は専門家としての属性を満たさなくてはならない、というフレックスナーの呪縛から解放されるようになったのである。とはいえ、エビデンスというタームに「科学」を添加し、科学的な実践を志向することでソーシャルワーカーの専門性を高めたいという姿勢までも否定するものではないといえる（三島2007:189-190）。

したがって、反省的学問理論に基づいた実践と EBSW の関係は、「車の両輪」のような関係と考えられる（三島2012:39-40）。「科学観へのアンチテーゼとしてポストモダンの考え方が出て、社会現象の主観的理解を重視する質的リサーチが注目されていますが、両方の特質を踏まえて人間社会の複雑さを理解する努力を重ねることが大切」（坂田2003:14）なのであり、両者の関係は相互依存の関係にあるといえる。ソーシャルワークにおいて、あるときは科学的アプローチが採用される一方、他方ではポストモダンのアプローチが採用される、あるいは両者を混合的に採用することが考えられるのである。

Ⅲ. 「専門職化」から「脱専門職」へ—その戦略性

前章において確認したが、ソーシャルワーカーが組織の利益とクライアントの利益のいずれを優

先させるのかという、いわゆる「ロイヤリティのジレンマ」の要因は概ね以下の4つに集約される。

- 1) ソーシャルワーカーの自律性
- 2) アドボケイトとしての組織内における認識
- 3) 専門職団体の権威
- 4) 所属する組織を解雇されるリスク

1～3については、つまるところ、ソーシャルワーカーの権威や社会的な認知度の問題である。自律性が問題となるのは、職業人としての教育が不十分、あるいは不徹底であることを意味する。高い自律性が認められる職業とは、いわゆるプロフェッションであり、伝統的には医師、弁護士等であり、独占的な業務と一定程度の自治が認められている職業である。先に述べたように、ソーシャルワーカーが「専門職化」のプロセスにおいてモデルとしてきた職業である。それに対してソーシャルワーカーは、せいぜい「準専門職」（パートレット1989:8）であり、「反専門職主義」という思潮もあって彼ら自身が「専門職」であること（高度の専門性と自治）を積極的に志向してこなかったといえる。専門職化に向けて心理主義的なアプローチが志向された時代は科学的な姿勢が重視されてきたが、曲折を経て「反省的学問理論」が台頭したことは「専門職化」のムーブメントが弱まったことの証左である。したがって、ソーシャルワーカーという職業がアドボケイトとしての役割を社会的に十分に認識されてこなかったこと、さらにはソーシャルワーカーの職業団体が「プロフェッション」としての権威をもつに至らなかったことは当然の帰結といえる。

4についても多くの論者の指摘を受けるまでもなく容易に推測できることである。しかしながら、実際にソーシャルワーカーは存在しているし、大石（2001）等の指摘からも明らかなように、とりわけ、クライアントの「日常的な権利や利益」のアドボカシーに関してソーシャルワーカーに期待されてきたことは確認できる事実から明らかである。

では、アドボケイトとしてのソーシャルワーカーはいかにしてその命脈を保ってきたのだろうか。1930年代から60年代の米国のソーシャルワークにおいて科学的なアプローチを採用することによって実践を正当化し、「専門職」としての地位を確立しようとしてきた時代を経て、ポストモダン的なアプローチを積極的に採用するようになったという事実は、一見すると、「科学性」を後退させることであり、「専門職」としての権威を損ないかねない「冒険」のように受けとれる。しかしながら、それはソーシャルワーカーがアドボケイトする対象はクライアントの「日常」であるがゆえに「専門性」によるクライアントとの垣根を低くする意図があったかもしれないし、ソーシャルワーカーが自らを正当化するための「戦略」だったのかもしれない。

実際にソーシャルワーカーは、専門職を志向するゆえに、科学的であろうとする姿勢を堅持しながら、そうした手法では解決しえない問題については「ストレングス」や「ナラティブ」といったポストモダン的なアプローチを採用することによって実践においてフォローできる範囲を広げてきたのである。三島（2007）が「一方の手に反省的学問理論、もう一方の手にデータに基づく権限をもって実践に臨んでいる」というように、あるときは前者を、またあるときは後者を、さらには両者を混合させて当事者間の利害を調整することによって問題の解決を図ってきたと考えられるのである。

とはいえ、上記の推論はあくまで仮説に留まるものであり、ソーシャルワーカーが実践のあり方、ひいては彼ら自身を正当化するために、様々なアプローチを戦略的に用いてきたのかどうかは、経験的な事実によって確認されなければならないことである。具体的には、社会福祉施設や医療機関のソーシャルワーカーへのインタビュー、対話分析あるいは参与観察といった方法による調査が必要となろう。

おわりに

本稿の目的は、ソーシャルワークにおけるアドボカシーにおいて、ロイヤリティのジレンマをいかにして克服しようとしてきたのかというリサーチ・クエスチョンにしたがって先行研究をレビューし、諸概念の整理と検証すべき仮説の構築を試みることであった。

かかる目的を達成するために、第Ⅰ章においては先行研究のレビューに先立って、アドボカシー概念、さらにアドボケイトとしてのソーシャルワーカーがいかに語られてきたのかを整理した。第Ⅱ章は先行研究をレビューし、ソーシャルワークにおけるアドボカシー研究が国内外の制度の解説や理論的な研究の蓄積が豊かである一方で、実証研究はいまだ十分とはいえないことを指摘した。ソーシャルワーカーがロイヤリティのジレンマという自らの存在意義を問われる解決困難な問題を抱えながらも、いかにしてその命脈を保ってきたのかという問いについては実証研究が不可欠なのである。第Ⅲ章は、前章までの考察を踏まえて仮説を提示した。

最後に本稿の貢献と限界を述べる。本稿はソーシャルワークにおいてロイヤリティのジレンマが存在し、クライアントのアドボカシーの妨げになる要因となる可能性が指摘されながらも、それを事実に基づいて十分に検証されてこなかったことを指摘し、検証に先立って仮説を構築したことである。とはいえ、仮説とは検証されてこそ意味を持つものであり、検証されない仮説は単なるオピニオンに過ぎない。今後は実態調査を進めていくことにしたい。

参 考 文 献

- 秋山智久 (1981) 「ソーシャルワーカーにとって『弁護』は可能なのか—アドボカシーの意義とワーカーのジレンマ—」『季刊労働法別冊8号』総合労働研究所。
- 秋山智久 (1999) 「権利擁護とソーシャルワーカーの果たす役割—アドボカシーを中心に—」『社会福祉研究』(75), 23-33。
- 秋山智久 (2000) 『社会福祉実践論—方法原理・専門職・価値観—』ミネルヴァ書房。
- 岩間伸之 (2001) 「ソーシャルワークにおける『アドボカシー』の再検討」『別冊発達第25号』ミネルヴァ書房。
- 大石剛一郎 (2001) 「権利侵害への対応場面から—ソーシャルワーカーの重要性—」権利擁護研究会『ソーシャルワークと権利擁護—“契約”時代の利用者支援を考える』中央法規。
- 沖倉智美 (2001) 「ソーシャルワーカーと権利擁護—障害者施設利用者の生活を護るために—」『ソーシャルワーク研究』27(1), 4-11。

- 河野正輝・大熊由紀子・北野誠一編（2000）『講座 障害をもつ人の人権③～福祉サービスと自立支援～』有斐閣。
- 北野誠一（2000）「アドボカシー（権利擁護）の概念とその展開」『講座 障害をもつ人の人権③～福祉サービスと自立支援～』有斐閣。
- 権利擁護研究会（2001）『ソーシャルワークと権利擁護－“契約”時代の利用者支援を考える』中央法規。
- 小西加保留（2007）『ソーシャルワークにおけるアドボカシー－HIV/AIDS患者支援と環境アセスメントの視点から－』ミネルヴァ書房。
- 坂田周一（2003）『社会福祉リサーチ』有斐閣。
- 定藤丈弘（1982）「ソーシャル・ワークとアドボカシー」『社会福祉研究』（30）, 141-146。
- 芝野松次郎（2005）「エビデンスに基づくソーシャルワークの実践的理論化－アカウントブルな実践へのプラクマスティック・アプローチ」『ソーシャルワーク研究』31(1), 20-29。
- 高山直樹（1997）「社会福祉における利用者の権利擁護－その意義・理念・展望－」『社会福祉研究』（68）, 2-10。
- 高山直樹（1999）「ソーシャルワークと権利擁護」『ソーシャルワーク研究』25(2), 98-105。
- 西尾祐吾・清水隆則（2001）『社会福祉実践とアドボカシー』中央法規。
- H.M. パートレット著小松源助訳（1989）『社会福祉実践の共通基盤（The common base of social work practice）』ミネルヴァ書房。
- N. ベイトマン著西尾祐吾監訳（1998）『アドボカシーの理論と実際－社会福祉における代弁と擁護－』八千代出版。
- 堀正嗣/栄留里美（2009）『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』明石書店。
- 堀正嗣編著（2011）『イギリスの子どもアドボカシー－その政策と実践』明石書店。
- 三島亜紀子（2007）『社会福祉学の（科学）性－ソーシャルワーカーは専門職か？－』勁草書房。
- 三島亜紀子（2012）「SteepでDeepな援助学 ソーシャルワーカーの専門性：知と実践と教育をつなぐ（3）ソーシャルワーカーの現在形」『ケアマネジャー』14(9), 36-41。
- 宮川数君（1978）「ケースワークとアドボカシー」大塚達雄・岡田藤太郎編『ケースワーク論－日本の発展をめざして－』ミネルヴァ書房。
- 宮川数君（1989）「アドボカシーの思想」大塚達雄・阿部志郎・秋山智久編『社会福祉実践の思想』ミネルヴァ書房。
- 宮川数君（2000）『ケースワークにおける新機軸－ソーシャルワークの援助構造と技法－』八千代出版。
- 横須賀俊司（1993）「『障害者』福祉におけるアドボカシーの再考－自立生活センターを中心に－」『関西学院大学社会学部紀要』（67）, 167-176。
- 吉池毅志（2011）「精神科ソーシャルワークとアドボカシー実践（1）－所属機関内アドボカシーの限界性－」『大阪人間科学大学紀要』（10）, 55-68。
- 吉池毅志（2012）「精神科ソーシャルワークとアドボカシー実践（2）－所属機関外アドボカシーへの『場のシフト』による可能性－」『大阪人間科学大学紀要』（11）, 59-66。
- The Ad Hoc Committee on Advocacy(1969) “The Social Worker As Advocate : Champion of Social Victims” SOCIAL WORK 14(2).
- Grosser,C.F.(1965) “Community Development Programs Serving the Urban Poor” SOCIAL WORK 10(3).

注

- 1) 詳細は小西（2007）を参照。
- 2) 両事件とも、経営者が長年にわたって、障害者従業員に給料不払い、年金・預貯金の横領・搾取、補助金の不正受給、強姦致傷、暴行致死などの虐待を行っていた、とされる。詳しくは、河野/大熊/北野編（2000:14-36）参照。

- 3) 定藤(1982)も、ソーシャルワークにおけるアドボカシーの定着と発展を意図した議論を展開している。
- 4) 詳細は、三島(2007:149)を参照。英国において、子どもが実母と継父に虐待され、ソーシャルワーカーなどの専門家の介入がありながらも死亡した事件。心理主義的な治療を試みるソーシャルワークの脆弱性が指摘されている。
- 5) 三島(2007:210)において、ソーシャルワークをエビデンスで支えようとする思考が生まれた背景のひとつで、「パフォーマンス志向または結果(outcome)志向の資金提供戦略の傾向が高まっていること」と説明されている。